

Expertise Makes It
Possible

ニュース > コラム > 反不正競争法

反不正競争法6条1項 登録商標の顕著な
特徴を変えて、「N文字靴」を模倣し、
福建の靴企業2社に第一審で権利侵害の
損害賠償330万と命令された

日付: Apr 30 2020

@Wanhuida Intellectual Property

www.wanhuida.com

Expertise Makes It Possible

反不正競争法6条1項 登録商標の顕著な特徴を変えて、「N文字靴」を模倣し、福建の靴企業2社に第一審で権利侵害の損害賠償330万と命令された

ニュース > コラム > 反不正競争法

世界の有名ジョギングシューズのキングと言われたnew balance運動靴の中国ディーラーである新百倫中国会社が、福建ある企業と泉州ある企業が顕著性ある「N」の文字を付ける運動靴を大量生産、販売行為に対して、杭州鉄道運輸法院に不正競争と商標権侵害の訴訟を提起した。2017年4月13日杭州鉄道運輸法院は(2016)浙8601民初296号判決を下し、判決書に「N」マークを付けた運動靴の製造、販売を直ちに停止し、新百倫中国会社に経済的損失と権利維持費用の合計330万元を賠償する判決を下した。被告が上訴し、現在は第二審審理中である。

日付: Apr 30 2020

[ニュース](#) > [コラム](#) > [反不正競争法](#)